

I 事業の目的

- ① 地方公共団体におけるDV加害者に関する事業・取組等の普及状況調査
- ② 被害者支援の一環としてのDV加害者プログラムの普及に係る課題分析及び今後の検討事項整理

（参考）DV防止法に基づく基本方針（令和5年9月8日内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号）

加害者プログラムの実施の推進等

加害者を対象とし、加害者プログラムに参加する動機付けのある加害者に働き掛けることで、加害者に自らの責任を自覚させるとともに暴力の再発を防ぐための取組は、配偶者からの暴力の防止に向けて考えられる重要な施策の一つであり、被害者支援につながるものである。

国は、内閣府において、令和2年度から令和4年度の調査研究事業において加害者プログラムを試行的に実施し、令和5年5月、地方公共団体が実施する際の留意事項について「配偶者暴力加害者プログラム 実施のための留意事項」として整理し、地方公共団体に配布した。この「実施のための留意事項」等を活用した加害者プログラムの実施を推進するとともに、その実施状況等を踏まえ、更なる知見の蓄積を図りつつ、加害者プログラムの全国的な実施に向けた取組を進める。

都道府県等においては、被害者支援の観点から、当該「実施のための留意事項」も活用し、民間団体等と連携するなどして、加害者プログラムの実施に取り組むことが望ましい。その際、関係機関との連携協力のため、法定協議会を活用することも考えられる。

II 調査概要

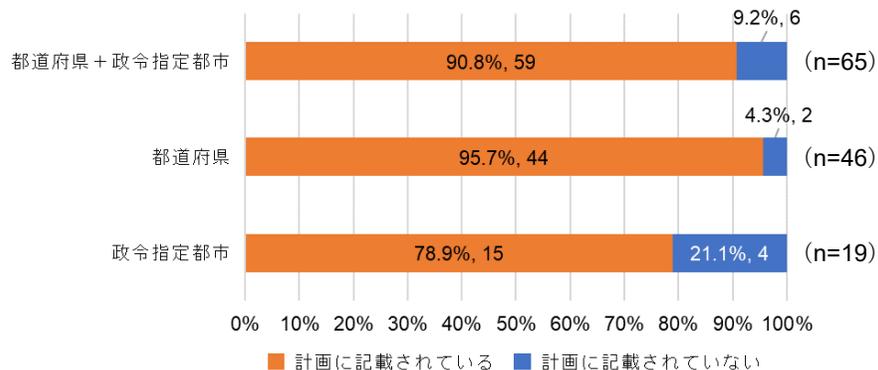
	調査票調査	ヒアリング調査	
対象	<ul style="list-style-type: none"> • 全ての都道府県及び政令指定都市（計67団体）のDV担当部署 	<ul style="list-style-type: none"> • 都道府県（8団体）の男女共同参画または子ども・家庭関連部署 	<ul style="list-style-type: none"> • DV加害者プログラム実施団体（2団体）
方法	<ul style="list-style-type: none"> • 「配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る実態調査研究事業」報告書（平成28年3月）を参考に調査票を作成し、電子メールにて送付・回収 	<ul style="list-style-type: none"> • オンライン形式によるヒアリング調査 	
期間	<ul style="list-style-type: none"> • 令和5年12月～令和6年2月 		
企画委員会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企画委員（敬称略・五十音順、◎は座長、肩書は令和5年度現在） 古藤 吾郎 日本薬物政策アドボカシーネットワーク 事務局長 ◎中村 正 立命館大学産業社会学部／大学院人間科学研究科 教授 松本 恵理子 元長崎県県央保健所 次長 ■ オブザーバー 警察庁、こども家庭庁、法務省、厚生労働省 		
事業委託先	<ul style="list-style-type: none"> • エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社 		

田村 伴子 一般社団法人 WERC 理事
奈良 省吾 特定非営利活動法人 山陰防災ワークス 理事長

Ⅲ 調査結果

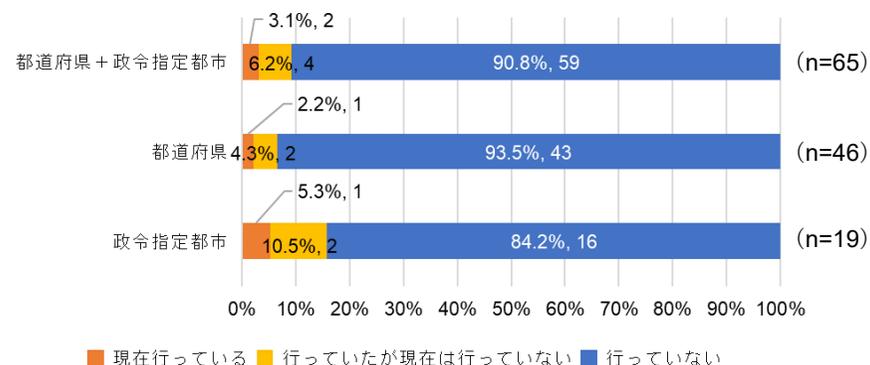
1 地方公共団体の計画におけるDV加害者に関する事業・取組等の記述の有無

- ✓ 地方公共団体の約91%（59件）が「計画に記載されている」と回答。
- ✓ うち、都道府県は約96%（44件）、政令指定都市は約79%（15件）。



② DV加害者プログラム（グループ形式にて実施）の実施状況

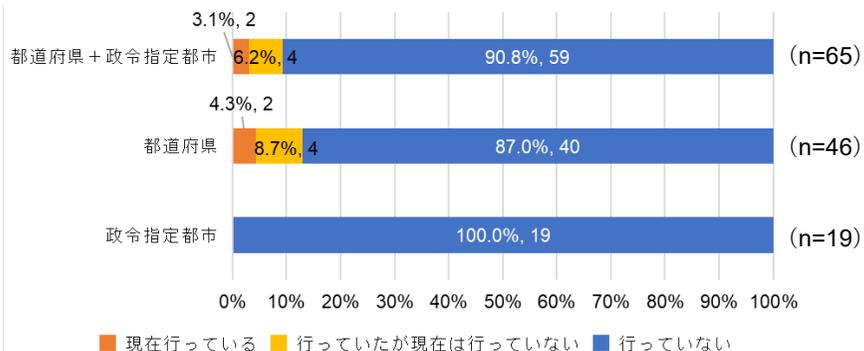
- ✓ 地方公共団体の約9%（6件）が「現在行っている」または「行っていたが現在は行っていない」と回答。
- ✓ 都道府県、政令指定都市のいずれも回答数は3件。
- ✓ DV加害者プログラムを行っている（行っていた）地方公共団体の割合は平成27年度の約2%（1件）から増加。



2 DV加害者に関する事業・取組等の実施状況等

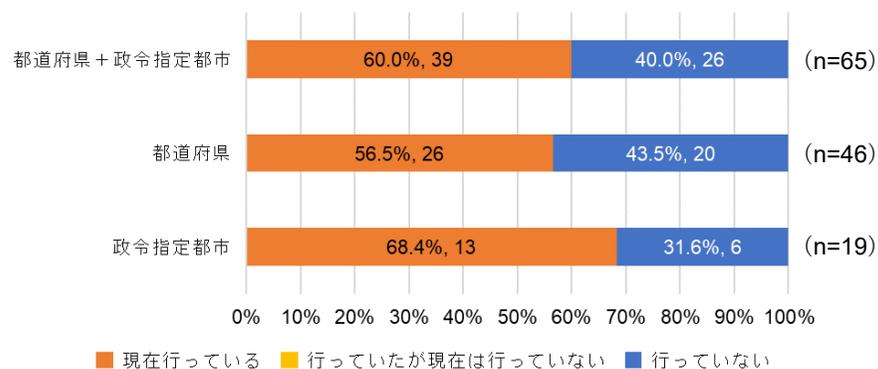
① DV加害者に関する調査研究の実施状況

- ✓ 地方公共団体の約9%（6件）が「現在行っている」または「行っていたが現在は行っていない」と回答（いずれも都道府県）。
- ✓ 調査研究を行っている（行っていた）地方公共団体の割合は平成27年度の約5%（3件）から増加。



③ DV加害者にも対応する相談事業の実施状況

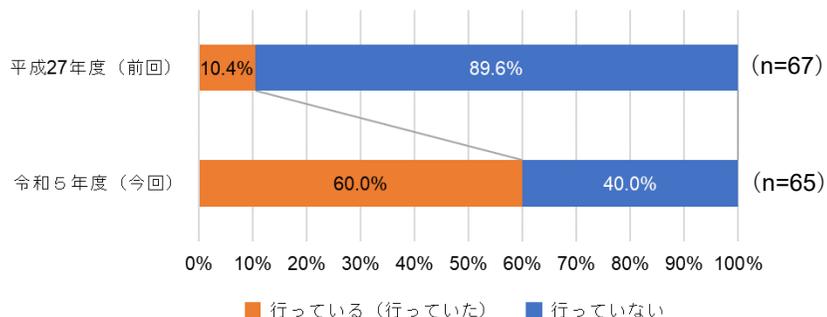
- ✓ 地方公共団体の約60%（39件）が「現在行っている」と回答。
- ✓ うち、都道府県は約57%（26件）、政令指定都市は約69%（13件）。



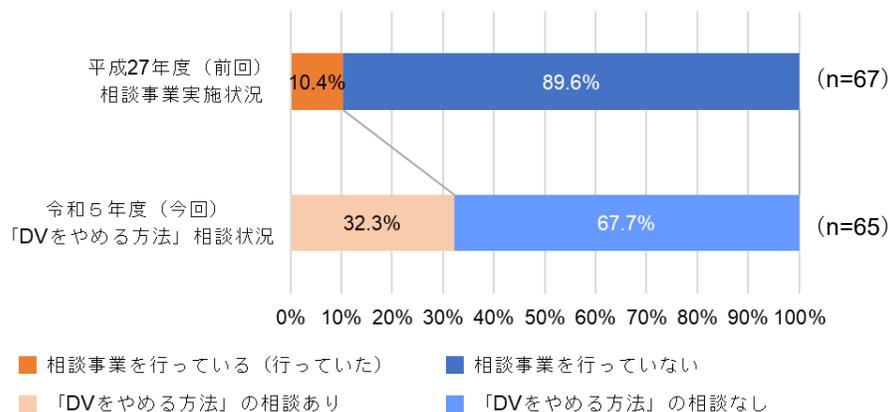
④ DV加害者にも対応する相談事業の実施状況（続き）

- ✓ 「DV加害者にも対応する相談事業」（※）を「行っている」と回答したのは全体の約60%（39件）。「行っている（行っていた）」と回答した平成27年度の約10%（6件）から増加。
※DV加害者のみを対象とした相談事業だけでなく、一般の男性相談やDV相談等、も調査対象とした。前回調査では「加害者更生に関する相談・研修等」について調査したため、比較には留意が必要。
- ✓ 相談テーマの1つでDV加害に関する相談である「DVをやめる方法」の回答約32%（21件）（複数回答設問）と比較しても、DV加害に関する相談を受けている地方公共団体は増加。

DV加害者に係る相談事業等実施状況の比較（平成27年度、令和5年度）

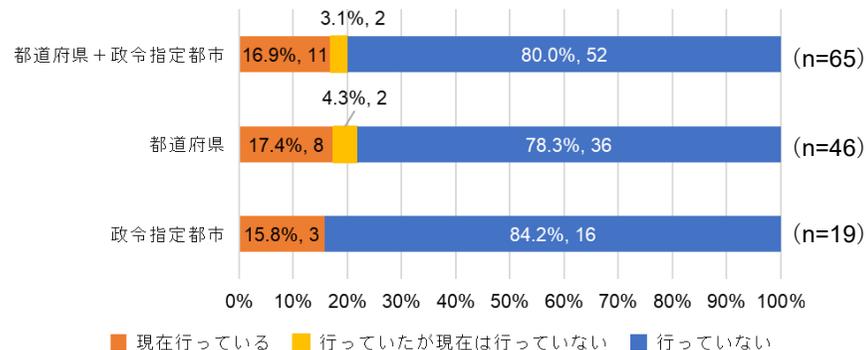


DV加害者に係る相談事業等実施状況の比較（平成27年度相談事業実施状況、令和5年度「DVをやめる方法」相談状況）



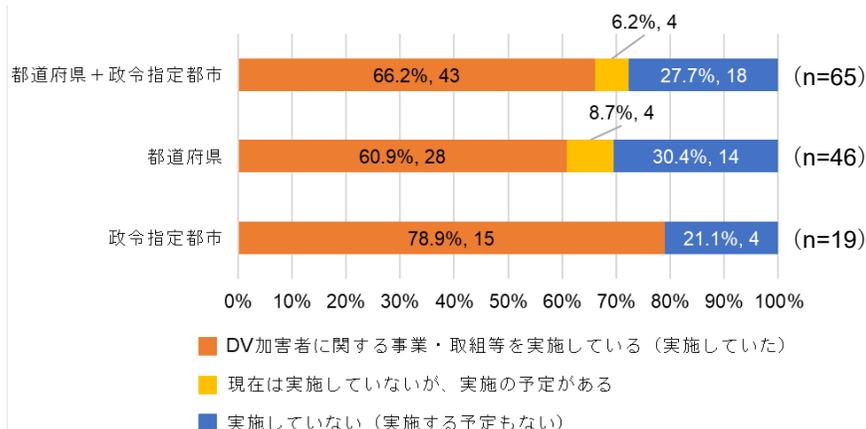
⑤ DV加害者に関するそのほかの事業・取組等の実施状況

- ✓ 地方公共団体の約20%（13件）が「現在行っている」または「行っていたが現在は行っていない」と回答。
- ✓ 地域規模別では、都道府県の約22%（10件）、政令指定都市の約16%（3件）が「現在行っている」または「行っていたが現在は行っていない」と回答。



⑥ DV加害者に関する事業・取組等の今後の実施予定

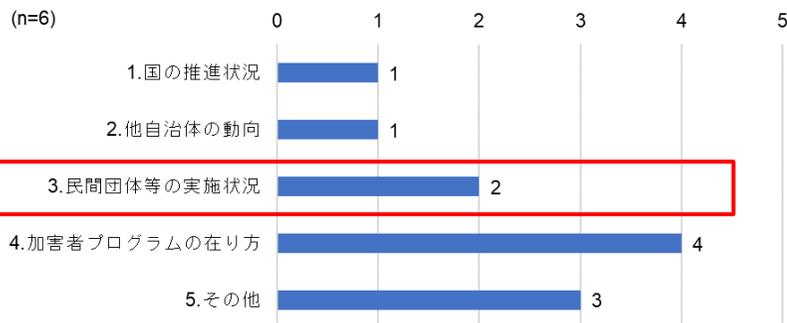
- ✓ 地方公共団体の約66%（47件）が「実施している（実施していた）」と回答。
- ✓ 地域規模別では、都道府県の約61%（28件）、政令指定都市の約79%（15件）が「実施している（実施していた）」と回答。



3 DV加害者に関する各取組の内容

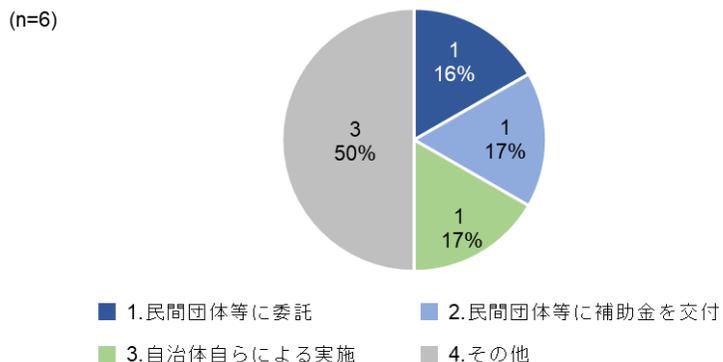
① DV加害者に関する調査研究テーマ（複数回答）

- ✓ 調査研究を行っている（行っていた）地方公共団体6件のうち、5件が調査研究協力者・団体等がいると回答。
- ✓ 実施している調査研究テーマで多かった回答は「加害者プログラムの在り方」（6件中4件）。



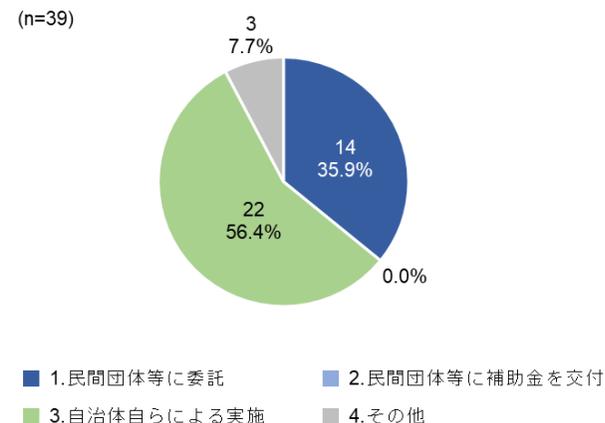
② DV加害者プログラムの実施形式

- ✓ DV加害者プログラムを実施している（実施していた）地方公共団体6件のうち、「自治体自らによる実施」、「民間団体等に委託」、「民間団体等に補助金を交付」と回答したのは各々1件で、残りの3件は「その他」と回答。

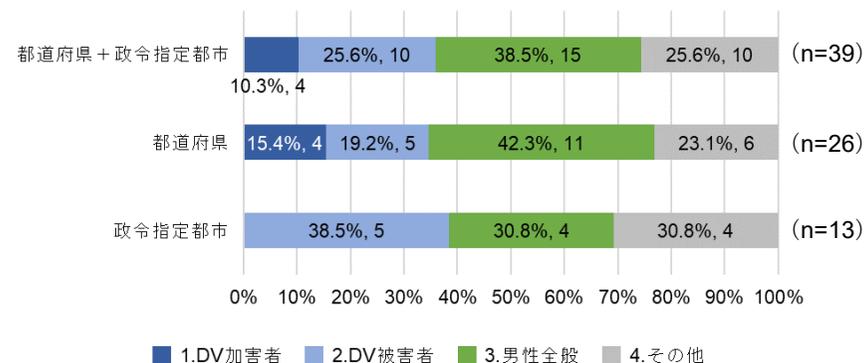


③ DV加害者にも対応する相談事業の内容等

- ✓ DV加害者にも対応する相談事業を実施している地方公共団体39件のうち、約56%（22件）の地方公共団体が「自治体自らによる実施」、約36%（14件）が「民間団体等に委託」、約8%が「その他」と回答。



- ✓ 主な相談対象は「男性全般」が最多で約39%（39件中15件）。
- ✓ 「DV加害者」と回答したのは都道府県のみ。



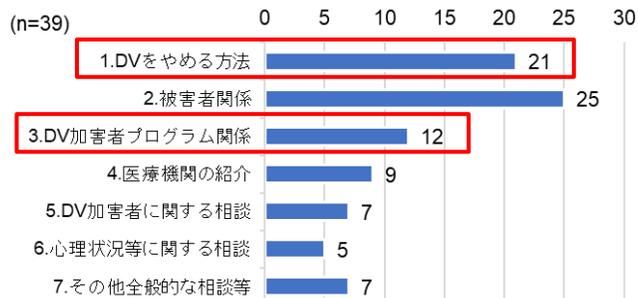
④ DV加害者にも対応する相談事業の内容等（複数回答）

- ✓ 相談方法は、「電話」が最多で、DV加害者にも対応する相談事業を実施している地方公共団体39件のうち、38件が回答。



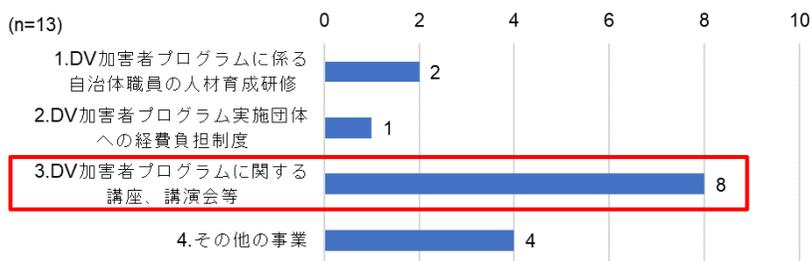
- ✓ 相談内容は、「被害者関係」が最多で、DV加害者にも対応する相談事業を実施している地方公共団体39件のうち、25件が回答。

- ✓ 次いで、「DVをやめる方法」21件、「DV加害者プログラム関係」12件。



⑤ DV加害者に関するその他の事業・取組等（複数回答）

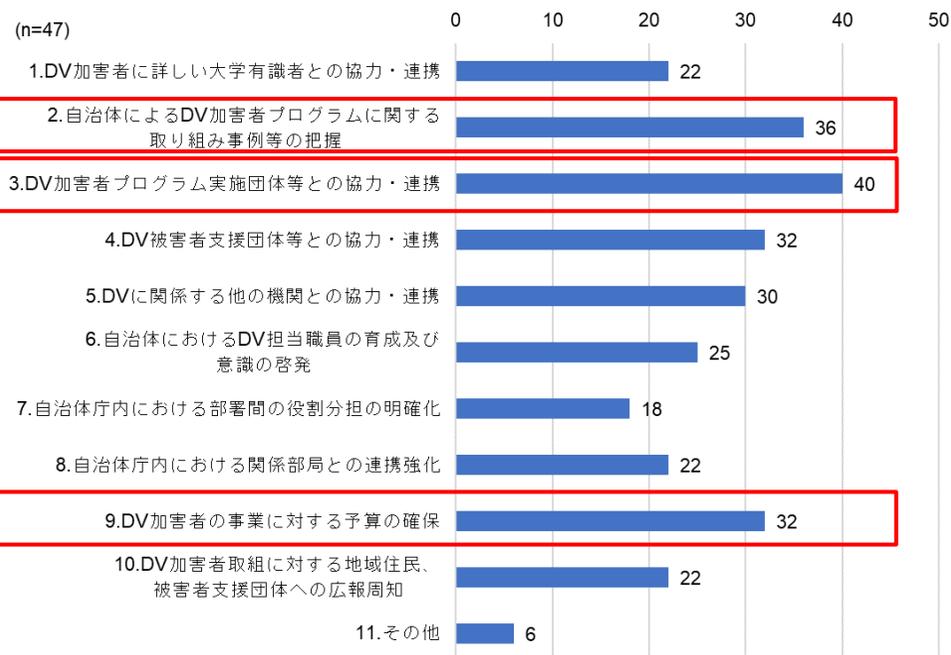
- ✓ DV加害者に関するその他の事業・取組等を実施している地方公共団体13件のうち、8件が「DV加害者プログラムに関する講座、講演会」と回答。



⑥ DV加害者に関する事業・取組等を進めるために必要な取組（複数回答）

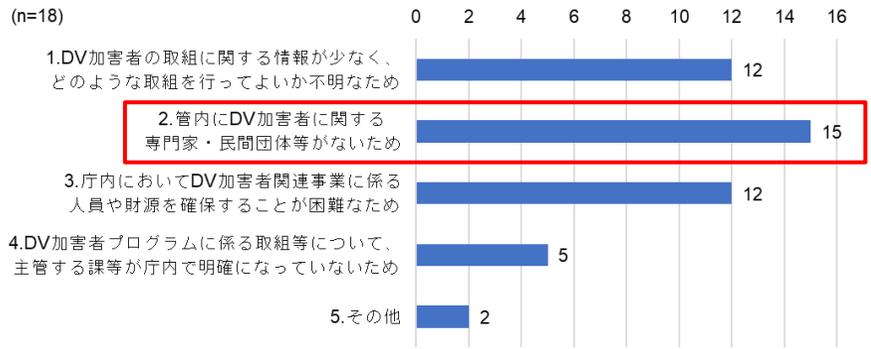
- ✓ DV加害者に関する事業・取組等を「実施している（実施していた）」及び「現在は実施していないが、実施の予定がある」と回答した地方公共団体47件のうち、40件が「DV加害者プログラム実施団体等との協力・連携」と回答し、最多。

- ✓ 次いで、「自治体によるDV加害者プログラムに関する取り組み事例等の把握」36件、「DV被害者支援団体等との協力・連携」及び「DV加害者の事業に対する予算の確保」32件。



⑦ DV加害者に関する事業・取組等を実施しない理由（複数回答）

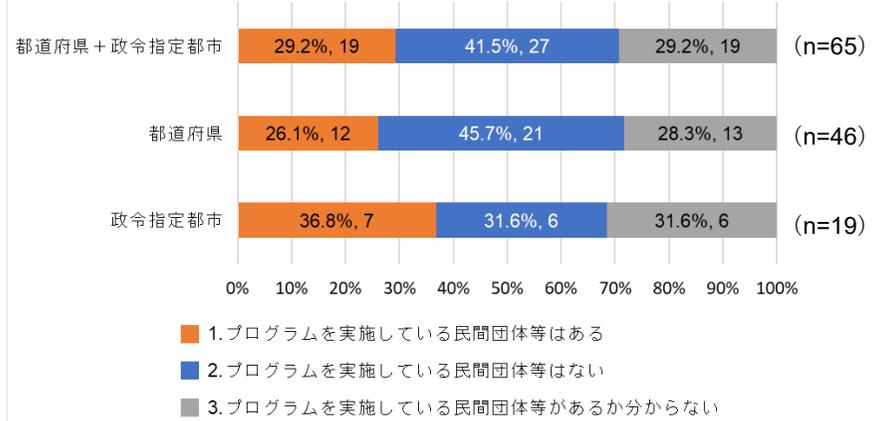
- ✓ DV加害者に関する事業・取組等を「実施していない（実施の予定もない）」と回答した地方公共団体18件のうち、15件が「管内にDV加害者に関する専門家・民間団体等がないため」と回答し、最多。
- ✓ 次いで、「DV加害者の取組に関する情報が少なく、どのような取組を行ってよいか不明なため」及び「庁内においてDV加害者関連事業に係る人員や財源を確保することが困難なため」（12件）。



4 機関連携

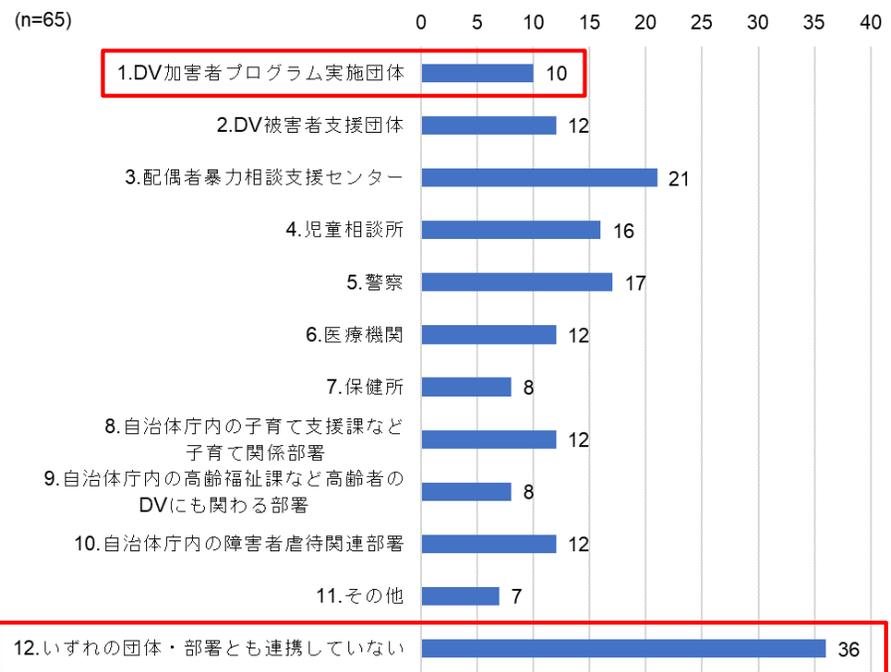
① DV加害者プログラム実施団体の有無

- ✓ 約29%（19件）の地方公共団体が「プログラムを実施している民間団体等はある」と回答。
- ✓ 地域規模別では、都道府県のうち約26%（12件）、政令指定都市のうち約37%（7件）が「プログラムを実施している民間団体等はある」と回答。

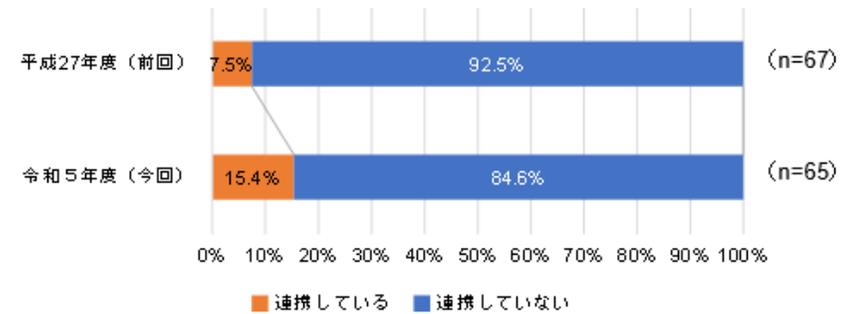


② DV加害者に関する事業・取組等における連携の有無（複数回答）

- ✓ 「いずれの団体・部署とも連携していない」が最多（36件）
- ✓ 「DV加害者プログラム実施団体」と連携しているのは10件



- ✓ DV加害者プログラム実施団体と連携している地方公共団体は、平成27年度の約8%（5件）から約15%（10件）に増加。



IV DV加害者プログラムの普及に係る課題と対応

企画委員会（有識者5名。1頁参照）において、今回の調査結果等を踏まえ、今後のDV加害者プログラムの普及に係る課題と対応について検討を行ったところ、以下の四つの点が示された。

① 加害者プログラムの実施意義の理解促進、人材育成

男女共同参画行動計画や配偶者等暴力（DV）対策基本計画等のDV関連の各種計画に、DV加害者に関する事業・取組等に関する記述があるものの、事業・取組等の実施に至っていない地方公共団体がDV加害者に関する事業・取組等につなげていくためには、国による説明会や研修等や、先行して事業等を進める都道府県等の取組事例紹介など、被害者支援の一環として行う**DV加害者プログラムの実施意義について周知する機会を作り、地方公共団体の職員に対してプログラムの内容・効果等について理解を促すことが必要**である。

② 実施体制に関する支援

地方公共団体がプログラム実施団体を把握し、連携体制を構築していくために、**地方公共団体とプログラム実施団体のつながりを作る取組（意見交換の場の設定、フォーラム等の開催など）について検討が必要**である。また、地域内にプログラム実施団体がなくプログラム実施事例が少ない小規模自治体に配慮した取組として、**プログラム実施団体との広域的な連携についても検討が必要**である。

現場の実施体制においては、DV被害者の安全確保等の観点から、DV加害者対策とDV被害者支援の現場担当者は分ける方が望ましいため、その点を踏まえて、**十分な人数が確保できるよう支援を検討する必要がある**。また、地方公共団体の各々の状況を踏まえて、**DV加害者対策の主管課を明確にし、体制を整備していく必要がある**。

③ 財政的な支援

地方公共団体がDV加害者向けの事業・取組等を進めるために必要な取組として「DV加害者の事業に対する予算の確保」などが挙げられているところ、内閣府は令和6年度予算において、**地方公共団体への交付金の対象事業に加害者プログラム事業を加えた**。今後は、地方公共団体における**交付金の活用状況を把握していく必要がある**。

なお、地方公共団体では、地方公共団体とプログラム実施団体が連携したプログラムの実施やファシリテーター等の養成に要する費用を対象経費として補助している事例がある。

④ 加害者プログラムにつながる相談窓口の開設及び運営支援

DV加害者からの相談内容や相談者の状況等に応じて、専門家やDV加害者プログラム実施団体につなげていくためには、相談事業を行っている地方公共団体等が**相談内容や相談者の状況等を的確に把握し適切に対応できる体制を構築することが求められる**。

また、**相談の中にあるDV加害者対応へのニーズ把握も必要**であり、相談の質の維持・向上のためには、**相談員人材の確保も含めた相談体制の整備とともに、相談後の対応（つなぎ先の検討・連携体制の構築等）についても検討が必要**となる。